横手市補助金制度に関する指針【改訂版】



平成30年4月 横 手 市

目 次

1.	はじめに ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
2.	現状と課題 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
3.	本指針の位置付け ・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
4.	補助金制度について ・・・・・・・・・・・・・・・・2
5.	基本的な考え方(視点) ・・・・・・・・・・・・・・2
6.	(1)全ての補助金の公共性について検証 (2)団体への行政関与のあり方の検証
	(3)見直し基準の明確化
7.	補助金等の交付と見直しに関する基準 ・・・・・・・・・・・・・・4 (1)補助金等交付基準
	(2)補助金等見直し基準
8.	その他 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	(4) 補助銀(率) の過止化
	(6)補助金等交付要綱改正等の事前手続き
	(7)補助金等の決裁時の添付書類
別糸	低1 補助金等交付申請に対する調書 ・・・・・・・・・・11
別組	氏2 補助金決算審査調書 ・・・・・・・・・・・・・・13

1. はじめに

横手市では、平成20年12月に補助金交付に係る統一的な基準やルールを定めた「横手市補助金制度に関する指針」を策定し、費用対効果に基づいた効率的・効果的な補助金の運用に取り組んできました。

また、平成28年4月に策定した「横手市行財政改革アクションプラン」においては、 健全で計画的な行財政運営を確立するために、補助金の整理合理化を進めることを掲げて います。今後も厳しい財政状況が続く中においては、「選択と集中」の視点から、これまで 以上に徹底した検証と見直しを進める必要があります。このため、現行の「横手市補助金 制度に関する指針」を改訂し、より公共性の高い補助金制度を実現します。

2. 現状と課題

補助金等は、行政サービスを補完する公共的サービスの提供や地域貢献につながる市民活動を活性化するなど、長い間重要な役割を担ってきました。その交付にあたっては、補助金等の交付における申請から実績報告に至る事務手続きについては、「横手市補助金等の適正化に関する規則(平成17年横手市規則第57号。以下「規則」という。)」に規定し、また、補助事業等の公益性や効果の測定などについては、「横手市補助金制度に関する指針」(平成20年12月)に基づき運用を行ってきました。

しかし、交付決定や実績報告時の審査が形骸化しており、事業の見直しに活用されていないといった運用上の課題や、個別の補助金等を見てみると、補助対象外経費が含まれていたり、終期の設定が形式的になっており補助金等が当該団体の既得権化している、あるいは定額補助になっており、事業の目的や内容に応じた適正な補助率(額)となっているか疑問があるといった実態も散見されます。その他にも交付団体に関しては、市が団体の事務局的機能を担っている、あるいは活動目的や内容が重複している類似団体の存在など、補助団体の運営体制自体を見直す必要があると思われるケースもあります。

このため、補助目的の達成度や費用対効果、補助額(率)、補助対象(交付先)などについて、個別に継続的な検証を行い、常に適正化を図る必要があります。

3. 指針の位置付け

本指針は、補助金等の交付に係る統一的な基準を示すものであり、「横手市行財政改革アクションプラン」に基づき、一定期間をかけ検証と見直しを進めるものとします。

4. 補助金制度について

補助金等とは、市民や民間団体等が行う公共性の高い事業や活動を奨励・育成するために、市から金銭的支援として交付する経費をいいます。

地方自治法においては「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、 寄附又は補助をすることができる」(第232条の2)とされており、その支出は公益上 の必要性が高い場合に限られています。

また、補助金等の財源は市民の税金であり、その交付にあたっては、公益性の高さだけではなく、必需性についても十分に考慮され、市民に対して明確に説明できるものでなければなりません。このことは補助金等を受ける個人・団体の側においても必然的に求められるものです。

こうしたことから、公益性と必需性の2つの観点から補助事業等の公共性の高さを検証 し、行政関与の必要度合を判断するとともに、補助金等の継続、廃止、縮小等の検討材料 とします。

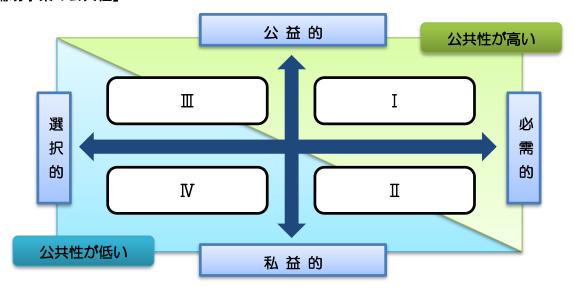
5. 基本的な考え方(視点)

市民・団体と行政との役割分担を行うためには、まず公共性の有無を判断する必要があります。

補助金等の公共性については、公益性と必需性の2つの観点から判断し、それに有効性、 公平性を加えた4つの項目を基本的視点とします。

さらに、適正な会計処理や補助対象経費、補助率等の妥当性、効率性に関する財政的視点等を加えて交付・見直し基準を設定し、検証を行うことにより補助金の適正化を図ります。

【補助事業の公共性】



区分		補助金の性質	市の関与の妥当性
Т	公益的・必需的	〇受益者は不特定多数の市民	市の関与の妥当性 大
1	一 公益的·必需的 	〇市民生活に必要不可欠	中の関子の女ヨ注 人
п	私益的・必需的	●受益者は特定の市民	
ш	松盆的 必需的	〇市民生活に必要不可欠	事業の実施主体や受益と負担の
Ш	公益的・選択的	〇受益者は不特定多数の市民	関係について十分な検討が必要
ш		●市民側で選択可能	
IV	1 光的,翠柏的	●受益者は特定の市民	市の関与の妥当性 小
10	私益的・選択的	●市民側で選択可能	川の国子の女コは 小

6. 重点項目

(1)全ての補助金等の公共性について検証

補助金等は、補助事業者等が行う「事業の公共性」を認めて交付するものであり、本来、その事業費を対象に交付されるべきものです。補助事業者等が事業計画を作成し、その事業目的の達成に必要な事業費に対して、行政が資金的な支援をすることが必要であると判断したときに、予算の範囲内で補助金等を交付します。

補助対象経費に団体運営費を含むと、公共性のある事業とは直接関係のない、団体自体の人件費や事務費などの一般管理費も補助対象となってしまうことから、補助金等の目的達成による成果の検証が困難になり、補助額の妥当性、補助対象事業等の実効性が検証できないといった課題があります。

このため、原則として補助対象を事業費に限定した上で、公益性・必需性の2つの観点から事業の公共性を検証し、補助の効果、必要性を明確にする事業評価につなげていきます。

(2)団体への行政関与のあり方の検証

前項(1)の考えに基づき、既存の団体運営費補助については、補助対象となる経費の 範囲を明確にした上で、終期を定め段階的に減額していくべきです。

しかしながら、例外として、以下に示す条件を全て満たす特定の団体については、団体 運営費補助を継続するものとします。

- ①補助対象団体による活動の効果が広く市民に及ぶ
- ②補助対象団体による活動が市民生活に必要不可欠となっている
- ③事業費補助に移行することにより著しく公益を損なう可能性が高い

なお、運営費補助を継続するにあたっては、補助目的や補助対象経費、補助率、制度の 終期を明確に交付要綱等に規定するとともに、団体に対してより効率的な運営に努めるよ う求めることとします。

また、団体の設立時などの初期段階において、運営基盤が脆弱であり、「市民との協働」 に向けた活動団体の育成という観点から、市が必要と判断した場合に限り、制度の終期を 明確に定めた上で団体運営費補助を認めるものとします。

(3) 見直し基準の明確化

補助金等を長期間にわたり継続的に交付すると、公共性の希薄化への対応が不十分になったり、市民ニーズに対応した新たな制度の創設が困難になります。また一方で、補助金等を受ける側においても、補助の既得権化やそれに伴う自主性・自立性の阻害といった様々な弊害が表出してきます。

こうした弊害を防ぎ、補助対象事業の目的達成に向けた努力を促進するとともに、社会・経済情勢や市民ニーズの変化などに合わせて定期的に制度の見直しをするため、新たな補助金等については制度創設時に、既存の補助金等については要綱等の改正により、当該補助金等の制度の終期を明確にします。終期はそれぞれの補助金等の性質や補助による効果が現れる期間により個別に判断し、制度創設または要綱等改正時から5年以内で設定します。

なお、補助金等の制度の見直しについては、毎年度、各部局において、事業評価や予算編成過程等の際に、「補助金等見直し基準」により点検を行うものとします。

7. 補助金等の交付と見直しに関する基準

(1)補助金等交付基準(別表1)

補助金が公共的に必要か否かの判断は、十分かつ客観的に妥当性があるものでなければなりません。このため、多種多様な補助金について有効性、公平性を確保し補助金を交付(審査)する基準を定めます。

なお、予算の単年度主義の原則に基づき、補助金等についても年度単位で予算を執行する必要があるため、毎年度この基準に基づき交付時の審査・決定をするものとします。

【補助金等交付基準】 (別表1)

	項	目	基準							
		(1)必需性	①市民・団体等と行政との役割分担を勘案した上で、市民協働の観点から真							
			に補助すべき事業であること。							
			②事業の目的・内容が明確であり、社会・経済情勢に合致し、市民ニーズに							
	Λ		応えていること。							
	公		③恒常的に交付している補助金については、同一事業(団体)へ支援を継続							
	共		する必要性、合理性があること。							
++	性	(2)公益性	①補助の効果が広く市民に及び、特定の個人・団体等の利益に供することの							
基	1		ないもの。							
本			②補助金等の交付が公益上必要であると客観的に認められるものであり、行							
的			政が関与すべき範囲を超えていないこと。							
μу			③採算性等により民間事業者では実施されない事業であること。							
視	(3)有	効性	①補助金等の交付に対して十分な費用対効果が見込まれるものであり、今後							
点			も効果の向上が期待できるものであること。							
<i>,</i> ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,			②補助によることが行政の施策目的の実現にとって最適の手法であること。							
			③内容が類似した補助制度、あるいは同一事業(団体)への重複補助がある							
			場合は、補助制度や事業の整理統合を検討すること。							
	(4) 公	:平性	①他の団体等との間で公平性が保たれていること。(交付期間が長期に渡り、							
			固定化・既得権化していないか検証すること。)							
			②交付先が適正、公平に決定されていること。							
			③団体自らが事務局的機能を担っていること。							
	(5)会	会計処理	①団体の会計処理及び使途が適正であること。							
			ア. 団体において適正な監査機能を有していること。							
			イ. 翌年度への繰越金が補助金額を上回っている場合は、繰越内容を確認							
財			の上、補助の必要性や補助額の検討を行うこと。							
政			②事業収入や会費の徴収等、応分の自主財源の確保に努めていること。							
的			③他団体へ補助金の再補助をする場合は、その効率性を明らかにするととも							
נו			に、事業の効果や使途についても明確であること。							
視	(6) 補	輔助対象経費	①団体運営費は原則として補助対象経費とせず、必要に応じ事業費補助へ移							
点			行すること。(ただし、6.重点項目(2)に規定する特定の団体は除く。)							
			②公益的事業に直接関係のない経費、社会通念上公金で賄うことが不適切と							
			考えられる私益性の高い経費は、事業費補助・運営費補助のいずれについ							
			ても補助対象経費としないこと。							

		(例:人件費、交際費、慶弔費、食糧費、親睦会費、他団体への貸付金・								
		補助金、他団体への加入等に伴う会費及び負担金、賠償金、償還金、借入								
		金利子等)								
		③補助対象事業の目的達成に直接的に関係のない研修・視察費は補助対象経								
		費としないこと。								
		④補助対象の範囲及び内容に対する補助の程度を、補助率、補助単価等の数								
		値基準により明確に規定すること。								
	(7)補助率(額)	①補助率(額)は、客観的に見て妥当性があること。								
		②補助率は市民・団体等の主体的な活動を支援するという観点から、原則と								
		して事業費(補助対象外経費を除く)の2分の1を上限とすること。								
	(8)終期の設定	①国、県の制度によるものは、国、県の制度の終了をもって終期とすること。								
		②市単独補助金は、制度新設(要綱改正)時から5年以内の範囲で制度の終								
		期を根拠例規で設定すること。								
	(9) 補助金の交付・ ①原則として、補助金額確定後(補助事業終了後)に補助金を交付すること									
	返還	②事業完了前に概算により交付した場合は、補助金額が確定した後、速やか								
		に精算を行い、余剰金の返還を命じること。								
	(10)補助金の新設	①補助金の新設は、真にやむを得ないものに限ること。新規・拡充の際には、								
		スクラップ・アンド・ビルドを徹底するために、他の補助金との統合や、								
		現補助金の廃止・削減を行うこと。								
		②補助金の新設は原則として事業費に対する補助金とし、団体運営費補助は								
		認めないこと。								
		③補助金の新設については、制度開始5年以内の終期到来時に廃止を見据え								
		た見直しを行う等、補助金交付要綱に終期設定年度を明記すること。								
	(11)根拠例規の	①補助金を交付するにあたり、要綱等で定めのないものについては交付要綱								
	整備	を制定すること。 (原則として内規は認めないものとする。)								
そ		ア.要綱等を既に制定している場合においても、補助の目的や補助対象経								
の		費等が不明確なものについては、それらを明確にするための改正をす								
他		ること。								
		イ.要綱等を制定または改正する場合は、補助の目的、補助対象者、対象								
		経費、制度終期等について明確に規定すること。								

(2)補助金等見直し基準(別表2)

補助金等は原則として5年以内の終期を設定しますが、継続する必要が認められる場合もあり、終期が到来する際に改めて補助金等の制度の見直しをする必要があるため、その継続、廃止等について見直しをするための基準を定めます。なお、補助金等見直し基準は、補助金等交付基準を踏まえた上で適用するものとします。

【補助金等見直し基準】 (別表2)

	項目	見直し手法・内容
	(1) 法令等により補助の実施が義務づけられているもの	経費精査
	(2) 国、県の補助金等を財源の一部とする事業であり、市の負担が義	経費精査
	務的であるもの	※国・県補助終了時に廃止
継続	(3) 他市町村との協議等により市の負担が決定しているもの	交付基準の視点から他市町
-		村との協議による精査等
見直し	(4) 行政目的を達成するために、市が実施主体となり得る事務・事業	交付基準準拠
	を他団体が補完して実施している事業に対し補助しているもの	
	(5) 上記の他、補助金等交付基準に概ね適合しており、補助の必要性	交付基準準拠
	が認められるもの	
	(1) 団体運営経費に対する補助(ただし、6.重点項目(2)に規定	廃止
	する特定の団体は除く)	事業費補助への移行
	(2) 施策の浸透、普及等により、補助目的が達成されたもの	廃止
	(3) 社会情勢等の変化により、補助の目的・内容が適切ではなくなり、	廃止
	事業効果が希薄になっているもの	
廃止	(4) 補助の目的が十分に達成されない等、事業効果が乏しい又は成果	廃止
•	が不明確なもの	
見 直 -	(5) 事業目的が具体的かつ明確でないもの	廃止
l	(6) 団体運営費補助において、団体の実質的な繰越金等が補助額を超	廃止
	える等、団体が自立していることが明確なもの	
	(7) その他、補助金等交付基準に適合していないもの	廃止
	(終期の設定が形式的で補助金等が団体の既得権化しているもの)	
	(市が団体の事務局的機能を担い団体の自立を阻害しているもの)	
	(補助金等を5年以上継続しており事業が形骸化しているもの)等	
費日	補助金等の性格になじまないもの	実施主体の見直し
費目変更		委託料・報償費等への変更
^		

統合

補助金等交付基準に適合しており、補助の必要性は認められるが、 類似の補助(委託)があるため、整理統合により効果が上がるも の

統合 (補助金等とする場合は補 助金等交付基準準拠)

8. その他

(1)補助対象外経費

補助対象となる経費は、原則として「事業の実施」に必要な経費のみとします。また、 その範囲を明確にするとともに、次の経費は対象外とします。

- ①人件費(補助事業等の目的が人件費に対するものである場合を除く。)
- ②食糧費(会議や講演会における講師のお茶代、及び補助事業等の目的が飲食を伴うものである場合を除く。)
- ③交際費、慶弔費、親睦会費等、補助事業と直接関係のない経費
- ④補助対象事業等の目的達成に直接関係のない視察や研修の経費
- ⑤基金等の積み立てを目的とした経費
- ⑥上記に掲げるものの他、公益的事業に直接関係のない、社会通念上、公金で賄うこと がふさわしくないと考えられる私益性の高い経費

(2) 他団体への再補助

市からの補助金等を他団体等に再補助しているものについては、補助金等の使途が不透明になりやすいため、直接補助の可能性について検討するものとします。

なお、再補助は事業の実情に精通した団体を通じた補助であり、直接補助よりも効率的・効果的と判断される場合については、再補助もやむを得ないものとします。

ただし、その場合には、再補助先の団体が実施する事業についても、補助金等の使途が明確であり、かつ効果的な事業が実施されたのかなどについて十分に確認することができなければなりません。

このため、事業完了後の実績報告の際には、再補助先の団体に対しても領収書等の資料の提出を求める等、チェック体制を確立する必要があります。

(3) 市が事務局的機能を担っている団体

市が任意団体の事務局的機能を担うことは、団体の自主性や自立性を阻害するとともに、市民・団体と行政との役割分担が不明確になります。

このため、団体自らが事務局を担うことを原則とし、市は必要に応じて適切な支援を行いながら、補助団体の指導・育成に努めるものとします。

(4)補助率(額)の適正化

市民や団体等の主体的な活動を支援するという観点から、原則として、補助率は事業費(補助対象外経費を除く)の2分の1以内または3分の1以内とします。

なお、政策的な観点等により、市として特に推進すべき事業や、現実的に自主財源を確保することが困難な事業、市の業務の補完的・代替的事業については、2分の1を超えることも可能とします。

補助額(率)の基準については、性質別に分類した補助金等の種類により、原則として下記のとおりとします。

種 類	説 明	交付額の基準の適用
団体運営費補助金	公益的な目的を達成するために設立された	規則第4条第1項第1号
	団体の運営や維持に対して交付するもの	(事業費の3分の1以内)
団体事業費補助金	公益的な目的を達成するために設立された	規則第4条第1項第1号
	団体が行う特定の事業に対して交付するも	(事業費の3分の1以内)
	O	
大会等開催事業費	学術、芸術、技術、スポーツ等の振興又は	規則第4条第1項第1号又は第2号
補助金	地域経済の活性化に寄与する各種大会、イ	(事業費の3分の1以内、又は2分の
	ベント等に対して交付するもの	1 以内)
大会等派遣事業費	学術、芸術、技術、スポーツ等の振興又は	規則第4条第1項第1号又は第2号
補助金	人材育成に向けた各種大会、研修等への派	(事業費の3分の1以内、又は2分の
	遣に対して交付するもの	1 以内)
建設等事業費	地域での住民自治、社会福祉向上へ寄与し、	規則第4条第1項第1号
補助金	又は広く市民に利益が及ぶと認められる施	(事業費の3分の1以内)
	設の建設、整備等にかかる事業に対して交	
	付するもの	
機械設備等購入	地域での住民自治、社会福祉向上へ寄与し、	規則第4条第1項第1号
事業費補助金	又は広く市民に利益が及ぶと認められる機	(事業費の3分の1以内)
	械設備等の購入に対して交付するもの	
施設等維持管理	地域での住民自治、社会福祉向上へ寄与し、	規則第4条第1項第1号
事業費補助金	又は広く市民に利益が及ぶと認められる施	(事業費の3分の1以内)
	設又は設備等の維持管理に対して交付する	
	6 0	
奨励事業費補助金	施策を推進するための動機付けや奨励的、	規則第4条第1項第1号、第2号又は
	資金的な補助金	第3号
		(事業費の3分の1以内、2分の1以
		内又は市長の定める額)

その他事業費
補助金

上記に該当しない事業に対して交付するもの

規則第4条第1項第1号、第2号又は 第3号

(事業費の3分の1以内、2分の1以 内又は市長の定める額)

(5)補助金等の繰越金の取り扱い

団体運営費補助金以外の補助金等は、補助事業者等が当該年度に行う事業に対して交付するものです。そのため、単年度決算が基本的考え方となることから、実績報告における余剰金は発生しないことになりますので、事業終了後速やかに精算する必要があります。

また、6. 重点項目(2)に規定する特定の団体に対する団体運営費補助金については、 余剰金が発生した場合は翌年度へ繰り越しを行い、翌年度の補助金等を減額調整するもの とします。

(6)補助金等交付要綱改正等の事前手続き

補助金等の新規創設や既存の補助金等の変更に伴い、横手市補助金等交付要綱 (平成17年横手市告示第10号)や補助金等の単独要綱の改正等を検討している場合に は、本指針に基づき部局内や関係部署において、十分に検討を重ねてください。

その上で、「補助金交付要綱改正に係る事前協議シート」を経営企画課及び財政課へ提出し、事前協議を行ってください。

(7)補助金等の決裁時の添付書類

「補助金等交付申請に対する調書」(別紙1)は、全ての補助金等交付決定起案文書に添付してください。また、「補助金等決算審査調書」(別紙2)は、全ての補助金等実績報告書に添付してください。

補助金等交付申請に対する調書

1. 補助金等の概要

		担	当部署	部				Ē	理 担当者							
	袸	亅助釒	金等の名称													
	予	算中	事業の名称													
予算措置の状況 (会計、科目・事業番号、 配当予算残額)			会計			会計	款		,	項		目		大事業		
			中事業		節		紐	節			配当予	算残額			円	
				□団体選	正 営費補」	助]体事	業費	補具	助 [大会等	宇開催事	業費補助	h
;	補助	金等	の性質別分類	□大会等	等派遣事:	業費	補助	口建	建設等	事業	費补	補助□	□機械፤	设備等購	入事業費	}補助
				□施設等	F維持管理	事	業費補助	口货	き励事	業費	補具	助 [こその他	b事業費	補助	
	補助	ከ ተ ር	摩交付の根拠	口補助金	\$等交付	要綱	□単独要	更綱	要紙	岡等名	称					
				口その他	<u>ቱ</u> ()	, 11º	,, <u>n</u>	1.3.					
		補助	開始年度			ı										
		由請	者(団体)	住	所											
		-Т- пн	H (LIPP)	氏名(图	団体名)											
	ம் ≅ः	± <i>≠∠ (</i>	団体)の分類	□外郭□	団体(行政	活重	协補完団体	本)	口民	間団	体			口市民(個人)	
	十·ii	∃1 日(四体/07万段	口その他	<u>μ</u> ()								
	預	金通	帳等の管理	(※	団体補助	の場	合のみ)		口包]体が	管理	里		□市役割	听が管理	
									•							
	補助	力対創	象事業の内容													
補助の目的																
	ļ	明待。	される効果													
	(之击		算根拠 の算定方法)													
			を経費の内容 的に記入)													
			付方法	口補助名						テ為等	□あり	□なし				
	抽		交付予定額				<u> </u>	C 13	円	/-				る調整	ロあり	ロなし
	THIS.		变(過去4年)		年度		年度	F	1 3	ŕ	丰度		<u> </u>	年度		年度
			補助金交付額		千尺			千円		_		千円		千尺		一亿 千円
	市		国庫支出金		千円			千円				千円		千円		
過	の 交	財	県支出金		千円			千円				千円		千円		千円
去	付	源内	地方債		千円			千円				千円		千円		千円
の補	実績	訳	その他		千円			千円				千円		千円		千円
助宝			一般財源		千円			千円				千円		千円		千円
実績	補		収入総額		千円			千円				千円		千円		千円
$\overline{}$	助金		支出総額		千円			千円				千円		千円		千円
千円	交	祁	前助対象経費③		千円			千円				千円		千円		千円
\smile	付先		前助金交付額④		千円			千円				千円		千円		千円
	事業		前年度比増減		千円			千円				千円		千円		千円
	実		h率(%)(④/③)		%			%				%		%		%
	績	前年	F度からの繰越金		千円			千円				千円		千円		千円
		備	考													

2. 補助金等交付基準チェック表

			検証の	視点①						説	明	
		必需	①市民・団体と行政との役割 協働の観点から真に補助す ②事業目的・内容が明確であ	べきものか	,-		非常に高い					
	公	性	応えているか ③同一事業(団体)へ恒常的に 場合、必要性、合理性があ		る		やや低い					
基	共性		①不特定多数の利益の実現?	を図るものか	[非常に高い					
本		公益	②客観的に公益上の必要性が が関与すべきものか	が認められ、行詞			やや高い					
的		性	③採算性等により民間事業者 事業か	では実施された			やや低い					
視			①補助金額に見合う効果が十 ②委託や負担金、行政が直接			非常に高い						
点	有效		助によることが施策目的の		油		やや高い					
			③内容が類似した補助制度や への重複補助はないか	り同一事業(団体	本) [やや低い					
			①他の団体や市民との間で公	公平性は保たれ	て [非常に高い					
	公平	平性			か [やや高い					
			③団体自らが事務局的機能を (※団体補助の場合のみ)	上担っているか			やや低い					
			 検証の視点②						説	明		
		2苗 B+	金の会計処理・使途が適切	□ はい								
	1	であ		□ いいえ								
	2		度からの繰越金、余剰金や 金がない	□ はい								
			団体補助の場合のみ)	□ いいえ								
	3		の自主財源の確保に努めて	□ はい								
財		いる		□ いいえ								
	4		体への再補助をしていない 団体補助の場合のみ)	口はい								
政			・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ロいれ								
的品		補助	賃を味いた事業員に対する である 団体補助の場合のみ)	□ はい□ いいえ								
視			221	ロはい								
点	6		性が低い補助対象外経費が れていない	□いいえ								
			対象の範囲や補助の程度を	□ はい								
	7	数値 る	基準により明確に規定してい	□ いいえ								
	8		率・補助金額は客観的に見	□ はい								
	ŭ	て妥	当性がある 	□ いいえ				-				
	9	補助して	の終了(廃止)の時期を設定	□はい	វ	終其	明設定年度		終期到来(こより廃止		
				□ いいえ			年度	□ f	終期到来	時に継続・	廃止を再検討	
	10		目的・対象経費等を要綱等 り明確に規定している	□ はい□ いいえ								
	11		課としてのコメント(問題点、 、特記事項など)									

補助金等決算審査調書

担当部署			部署	部				課					担当者		
	補助	力金等	等の名称												
	予算	中事	業の名称												
(会			D状況 ・事業番号、	会計		会記	Ħ	款		項		目		大事業	
			定]額)	中事業	節			細節			執行[-	予定]額			円
				□団体	運営費補助				団体事	事業費	貴補助		大会等開	帽催事業費	費補助
補	助金	等の	性質別分類	口大会	等派遣事業	貴補	助		建設等	手事業	養補	助	機械設備	i 等購入事	工業費補助
				口施設	等維持管理	非	費補助	助口	奨励事	事業 費	貴補助		その他事	業費補助	ħ
	事業	色の月													
				検証	の視点①								評価の	根拠	
			①市民・団体 を勘案し、「 真に補助す	市民協働の	の観点から		非常	に高い	(10)						
		必需性	②事業目的・ 市民ニーズ				やや	高い	(5)						
	公共		③同一事業(援を継続す 理性がある	る場合、			やや	低い	(1)						
	性		①不特定多数 るものか	数の利益	の実現を図		非常	に高い	(10)						
基本		公益性	②客観的にか められ、行i か				やや	高い	(5)						
的			③採算性等1 実施されな				やや	低い	(1)						
視点			①補助金額1 期待できる		効果が十分に		非常	に高い	(10)						
	有效	为性	②委託や負抗 施するより 策目的の実	も補助に。	よることが施		やや	高い	(5)						
			③内容が類(一事業(団(いか		助制度や同 重複補助はな		やや	低い	(1)						
			①他の団体・ 性は保たれ				非常	に高い	(10)						
	公平	F性	②交付先は道		公平に決定		やや	高い	(5)						
			③団体自らか ているか (※団体補」				やや	低い	(1)						
Ī	评 個	5	やや高い、1 (個人に対す	つ該当⇒ る補助の	③の項目3つ記 やや低いとす 場合は、「公 つ該当⇒やも	る。 平性	三に関	しては			t	食証の	現点① (点数①)	/ 40

			検証の視点②					「いいえ」の均	場合 ⇒ 理由	3と今後の)対応等
	1	補助金0)会計処理・使途が適切である		はい	`	(6)				
	•				いい	え	(0)				
	2	前年度 <i>が</i> ない	いらの繰越金、余剰金や積立金	金口	はい	١	(6)				
	۷		補助の場合のみ)		いい	え	(0)				
	3	応分の自	 主財源の確保に努めている		はい	١	(6)				
		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	1 = N1 m3 = N HE BIN = 23 = 2 = 0		いい	え	(0)				
財	4		の再補助をしていない		はい	١	(6)				
政			補助の場合のみ)		いい	え	(0)				
的	5	運営費を ある	除いた事業費に対する補助で	<u>و</u> 🗆	はい	`	(6)				
視			補助の場合のみ)	_	いい		(0)				
	6		が低い補助対象外経費が含ま		はい	`	(6)				
点		れていな		_	いい		(0)				
	7		との範囲や補助の程度を数値		はい		(6)				
		基準によ	り明確に規定している		いい	え	(0)				
	8		補助金額は客観的に見て妥賞		はい	١	(6)				
		性がある)		いい		(0)				
	9		咚了(廃止)の時期を設定して		はい		(6)				
		いる			いい		(0)				
	10	補助目的	ウ・対象経費等を要綱等により		はい		(6)				
		明唯に対	見定している		いい	え	(0)				
								検証の視点	点②(点数②))	/ 60
			「る補助の場合は2、4、5の3 い」に該当するものとして点数			しては	評				
	ЩС	2 7 1 101	・川に政ヨするののことに示奴	169,	o ه			点数	1+2		/ 100
価						_					
		継続	80点以上	改氰	善	65	点以	人上~80点未満	縮小·廃止	64	点未満
[2	文善 ?	すべき内容	容】 □補助額(率) □	補助	対象	(交付	·先)	□補助対象経費	□事	工業費補助	めへの転換
			口委託等、他の手法()	□その他()
【改	(善)	0具体的7	<u></u> な内容】								
			担当謂	室所	÷			課室	所長		印

	財務部	部 財政課	総務企画部 経営企画課						
課長	係 長	係 員	課長	係 長	係 員				